

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年1月27日付けの生活保護費返還決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

請求人は、平成30年1月〇〇日午後〇〇時〇〇分に交通事故に遭い、3年前にその後遺症であるとして高次脳機能障害と診断された。約2年前から、主治医と相談しながら運動を始めたのは、障害厚生年金が入金されたことも動機となっている。あの時に運動を始めていなかったら、請求人は心身ともに消耗して死んでいたのではないかと思う。障害厚生年金は、請求人の命綱となって請求人を救ってくれたのである。

一方、福祉事務所からは請求人の自立更生に向けてのアプローチや声かけは全くなく、請求人が障害厚生年金の入金を申告すると、一方的に収入認定を行い、前回処分及び本件各保護変更決定

処分により、障害厚生年金を奪う決定をした。更に、本来、法 6 3 条の規定に基づき返還を求めるべきであった令和 2 年 6 月分及び 7 月分の障害厚生年金総額を、保護変更決定処分により行うといった事務処理上の誤りもしており、請求人は、本来する必要のなかった本件審査請求を提起せざるを得なくなった。

福祉事務所による請求人への一連の対応は、「東京都障害者への理解推進及び差別解消の推進に関する条例」の「合理的配慮の提供」の義務化に対する認識が皆無である。そして、請求人の病状すら全く理解しようとしめない態度であり、インクルーシブな社会、ダイバーシティな社会実現を目指す国の方策にも完全に逆行し、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する憲法 25 条に反し、違法というべきである。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 5 年 1 月 3 1 日	諮問
令和 5 年 3 月 1 3 日	審議（第 7 6 回第 3 部会）
令和 5 年 4 月 1 1 日	審議（第 7 7 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法 1 条によれば、日本国憲法 25 条に規定する理念に基き、

国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするとされている。

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしてされており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものであるとされている。

(2) 届出の義務について

法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(3) 収入の認定

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アによれば、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給

月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

ウ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2（答）によれば、収入の増加が事後になって明らかになり、扶助費の額を遡及的に保護変更処分により減額変更する必要がある場合でも、行政処分の安定性の要請等から、遡及変更の限度は3か月程度と考えられるべきであるとされている。

したがって、年金収入が事後的に明らかになった場合、収入認定を行って保護変更処分を行えるのは、発見月の前々月までを限度とすべきであることとなる。

エ 「生活保護運用事例集 2017年版」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課発行。以下「事例集」という。）問7-13（答）は、法63条により返還処理は収入認定に優先して行われるものであるが、保護受給中に年金収入を受給開始した場合には、・・・（中略）・・・収入認定の取扱いを優先させることが必要であるとされ、例えば8月に年金を受給開始している場合の処理としては、次の（ア）又は（イ）のいずれかの処理を行うこととされている。

（ア） 8月に年金を受給開始しているので、それに対応する発見月の前々月である6月分の年金収入については収入認定の取扱いを行い、5月分についてのみ、法63条による返還の取扱いを行う。

（イ） 直前3か月（5、6、7月）分の年金を8月に受給しているので、その総額を次回受給月の前月までに分割して収入認定する（8月、9月に分割して収入認定する。）。

(4) 費用返還義務

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資

力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

なお、法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている」（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・訟務月報60巻2号381頁）と解されている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし（以下「自立更生免除」という。）、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。(ア)～(エ)（略）」等を挙げている（問答集問13-5（答）にも同旨の記載がある。）。

ウ なお、課長通知1・(2)・(ウ)によれば、遡及受給した年金収入に係る法63条の規定に基づく費用返還の取扱いにおいて、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。」とされている。

(5) 次官通知、局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。課長通知は地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものである。そして、事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針である。

2 本件処分についての検討

(1) 法63条の規定の適用

これを本件についてみると、法4条1項の規定の趣旨からすれば、年金収入は、最低限度の生活を賄うために活用すべきであり、保護は、当該収入及び他の収入・資産の活用によってもなお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである。

そして、請求人の障害厚生年金については、令和2年8月に至って、令和元年8月から令和2年7月までの間に支給事由が発生した分（585,498円）が一括して支給されたことが認められる。処分庁は、そのうち、①遡及変更可能な分として、令和2年4月分から7月分までの195,432円について、当該支払額を同年6月から9月までの各月に48,858円ずつ分割して収入認定し本件各保護変更決定を行い、②令和元年8月から令和2年3月までの390,064円については、法63条の規定が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにも関わらず、保護を受けたとき」に該当するとして、前回処分を行ったものと認められる。

しかし、処分庁は、令和2年6月分及び7月分保護費について、同年4月分及び5月分として支給された障害厚生年金（本件収入認定額）を遡って収入認定し各保護変更決定処分を行ったこと（本件各保護変更決定処分）は誤りであり、正しくは、

事例集問 7-13 (答) (上記 1・(3)・エ) に基づき、請求人の障害厚生年金が一括支給された令和 2 年 8 月の前々月である同年 6 月分として支給された障害厚生年金が収入認定される同年 8 月分保護費は保護変更により対応できるが、それより前となる同年 5 月分以前として支給された障害厚生年金については支給された月に発生した資力として法 63 条の規定による返還の取扱いとすべきであったとして、本件各保護変更決定処分を取り消し、本件収入認定額に相当する分を法 63 条の規定により返還を求める本件処分を行ったものと認められる (返納額は、本件各保護変更決定処分による返納額と同額である合計 97,716 円)。

そうすると、処分庁が、本件において、上記のとおり法 63 条の規定を適用して本件処分を行ったことに、違法・不当な点はない。

(2) 本件処分による返還対象額

各返還対象月において過大に支給された保護費の額は、資力総額が当該各月の支給済保護費を上回る場合、支給済保護費に相当する額となり、資力総額が支給済保護費を下回る場合、資力総額に相当する額とされるところ、処分庁が算定した各返還対象月 (令和 2 年 4 月から 5 月までの各月) において発生した請求人の資力の額は 97,716 円、また、支給済保護費の額についてみると、基準生活費が 263,860 円、一時扶助が 8,020 円、医療扶助が 31,860 円の合計 303,740 円であるとされている。

そうすると、請求人において発生した資力は、本件支給済保護費を下回ることが認められ、97,716 円を返還決定額とした本件処分は、上記 1 の法令等に則ってなされたものである。

(3) 自立更生免除

本件処分による返還金額を決定するに当たって、処分庁は、請求人から自立更生免除について希望がないことを確認してい

ることが認められる。

よって、処分庁が上記の状況において、自立更生免除を適用していないことについて、違法又は不当な点は認められない。

(4) 小括

上記(1)ないし(3)によれば、処分庁は、令和2年4月及び5月に請求人に過大に支給された保護費（計303,740円）の範囲で返還金額を決定すべきところ、自立更生に係る控除額は0円であるから、法63条の規定に基づく返還決定額は97,716円である。

よって、本件処分は、上記1の法令等に則った適正なものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記2で述べたとおりであり、このことは、請求人が主張するような請求人の病状（高次脳機能障害）や福祉事務所による請求人への一連の対応によって変わるものでもない。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一